

電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程（案）
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
【絶縁電線】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項） 第5条 （略） 2 第1項各号に規定する性能を満足する、600Vビニル絶縁電線、600Vポリエチレン絶縁電線、600Vふっ素樹脂絶縁電線、600Vゴム絶縁電線、屋外用ビニル絶縁電線、高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、5-2表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ （略） 三 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物（<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものを除く。</u>）を使用するものにあつては、絶縁体の上により糸で密に約0.7mmの厚さの外部編組を施す又はこれと同等以上の強度を有する被覆を施してあること。 四・五 （略） 3 （略）	【絶縁電線】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項） 第5条 （略） 2 第1項各号に規定する性能を満足する、600Vビニル絶縁電線、600Vポリエチレン絶縁電線、600Vふっ素樹脂絶縁電線、600Vゴム絶縁電線、屋外用ビニル絶縁電線、高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、5-2表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（20130605商局第3号）別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ （略） 三 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物（<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十五に規定する試験を行ったとき、これに適合するものを除く。</u>）を使用するものにあつては、絶縁体の上により糸で密に約0.7mmの厚さの外部編組を施す又はこれと同等以上の強度を有する被覆を施してあること。 四・五 （略） 3 （略）

4 第3項に規定する性能を満足する引下げ用高圧絶縁電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であつて、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ (略) 三 (略)	4 第3項に規定する性能を満足する引下げ用高圧絶縁電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ (略) 三 (略)
【多心型電線】（省令第6条、第21条、第57条第1項、第2項） 第6条 (略) 2 第1項各号に規定する性能を満足する、多心型電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 絶縁物で被覆した導体は、次に適合するものであること。 イ (略) ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であつて、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> (ロ) (略) 三・四 (略)	【多心型電線】（省令第6条、第21条、第57条第1項、第2項） 第6条 (略) 2 第1項各号に規定する性能を満足する、多心型電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 絶縁物で被覆した導体は、次に適合するものであること。 イ (略) ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> (ロ) (略) 三・四 (略)
【キャブタイヤケーブル】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項） 第8条 (略) 一～三 (略) 四 外装は、次に適合するものであること。	【キャブタイヤケーブル】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項） 第8条 (略) 一～三 (略) 四 外装は、次に適合するものであること。

イ 8-2表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる材料であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するもの</u>を同表の右欄に規定する値以上の厚さに設けたもの又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。 ロ (略) 五 完成品は、次に適合するものであること。 イ・ロ (略) ハ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u> 2 第1項各号に規定する性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、8-5表に規定するものであって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ (略) 三 (略) 四 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、8-7表に規定するものであって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ・ハ (略) 五 (略) 六 完成品は、次に適合するものであること。 イ・ロ (略)	イ 8-2表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる材料であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するもの</u>を同表の右欄に規定する値以上の厚さに設けたもの又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。 ロ (略) 五 完成品は、次に適合するものであること。 イ・ロ (略) ハ <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一1(7)への規定に適合すること。</u> 2 第1項各号に規定する性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、8-5表に規定するものであって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ (略) 三 (略) 四 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、8-7表に規定するものであって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ・ハ (略) 五 (略) 六 完成品は、次に適合するものであること。 イ・ロ (略)
--	---

ハ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u>	ハ <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一1（7）への規定に適合すること。</u>
【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項） 第9条 （略） 2 第1項各号に規定する性能を満足する鉛被ケーブル、アルミ被ケーブル、クロロブレン外装ケーブル、ビニル外装ケーブル又はポリエチレン外装ケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ （略） 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、9-3表の左欄に掲げるケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロブレンゴム混合物にあっては、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ （略） 四 （略） 3～5 （略）	【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項） 第9条 （略） 2 第1項各号に規定する性能を満足する鉛被ケーブル、アルミ被ケーブル、クロロブレン外装ケーブル、ビニル外装ケーブル又はポリエチレン外装ケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ （略） 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、9-3表の左欄に掲げるケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロブレンゴム混合物にあっては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ （略） 四 （略） 3～5 （略）
【高圧ケーブル】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項） 第10条 使用電圧が高圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、次の各号に適合する性能を有する高圧ケーブル、第5項各号に	【高圧ケーブル】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項） 第10条 使用電圧が高圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、次の各号に適合する性能を有する高圧ケーブル、第5項各号に

適合する性能を有する複合ケーブル（弱電流電線を電力保安通信線に使用するものに限る。）又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものを使用すること。ただし、<u>第46条第1項ただし書、同条第2項又は第154条の2の規定により太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合、第67条第一号ホの規定により半導電性外装ちょう架用高压ケーブルを使用する場合、又は第188条第1項第三号ロの規定により飛行場標識灯用高压ケーブルを使用する場合はこの限りでない。</u> 一～三 （略） 2 （略） 3 第1項各号に規定する性能を満足する、鉛被ケーブル及びアルミ被ケーブルのうち前項に規定する以外のもの、並びにビニル外装ケーブル、ポリエチレン外装ケーブル及びクロロプレン外装ケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物（使用電圧が3,500V以下の場合に限る。）、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ （略） 三 （略） 四 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、10-4表に規定するケーブルの種類に応じたものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあっては、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ （略） 五 （略）	適合する性能を有する複合ケーブル（弱電流電線を電力保安通信線に使用するものに限る。）又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものを使用すること。ただし、<u>第46条第1項ただし書</u>の規定により太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合、第67条第一号ホの規定により半導電性外装ちょう架用高压ケーブルを使用する場合、又は第188条第1項第三号ロの規定により飛行場標識灯用高压ケーブルを使用する場合はこの限りでない。 一～三 （略） 2 （略） 3 第1項各号に規定する性能を満足する、鉛被ケーブル及びアルミ被ケーブルのうち前項に規定する以外のもの、並びにビニル外装ケーブル、ポリエチレン外装ケーブル及びクロロプレン外装ケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物（使用電圧が3,500V以下の場合に限る。）、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ （略） 三 （略） 四 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、10-4表に規定するケーブルの種類に応じたものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあっては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ （略） 五 （略）
---	--

4 第1項各号に規定する性能を満足するCDケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一～三 (略) 四 ダクトは、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものを室温において毎分200mmの速さで引張試験を行ったときの引張強さが、14.7N/mm²以上のものであること。</u> ロ (略) 五 (略) 5 (略) 6 第5項に規定する性能を満足する、電力保安通信線複合鉛被ケーブル、電力保安通信線複合アルミ被ケーブル、電力保安通信線複合クロロプレン外装ケーブル、電力保安通信線複合ビニル外装ケーブル及び電力保安通信線複合ポリエチレン外装ケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 内蔵型のものにあつては、次に適合すること。 イ～ハ (略) ニ 外装は、次に適合するものであること。 (イ) (略) (ロ) 材料は、10-6表に規定するものであつて、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> (ハ) (略) ホ (略)	4 第1項各号に規定する性能を満足するCDケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一～三 (略) 四 ダクトは、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物であつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四1(1)の図1に規定する、ダンベル状の試料を室温において毎分200mmの速さで引張試験を行ったときの引張強さが、14.7N/mm²以上のものであること。</u> ロ (略) 五 (略) 5 (略) 6 第5項に規定する性能を満足する、電力保安通信線複合鉛被ケーブル、電力保安通信線複合アルミ被ケーブル、電力保安通信線複合クロロプレン外装ケーブル、電力保安通信線複合ビニル外装ケーブル及び電力保安通信線複合ポリエチレン外装ケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一 (略) 二 内蔵型のものにあつては、次に適合すること。 イ～ハ (略) ニ 外装は、次に適合するものであること。 (イ) (略) (ロ) 材料は、10-6表に規定するものであつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> (ハ) (略) ホ (略)
【機械器具等の電路の絶縁性能】 (省令第5条第2項、第3項)	【機械器具等の電路の絶縁性能】 (省令第5条第2項、第3項)

第16条 (略) 2 回転機は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一・二 (略) <u>三 最大使用電圧が7,000V以下の誘導電動機においては、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電路の絶縁耐力の確認方法」の「適用」の欄に規定する方法により絶縁耐力を確認したものであること。</u> 3・4 (略) 5 太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一 (略) 二 使用電圧が低圧の場合は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「結晶系太陽電池モジュール」の「適用」の欄又は「薄膜太陽電池モジュール」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであるとともに、省令第58条の規定に準ずるものであること。</u> 6 (略)	第16条 (略) 2 回転機は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一・二 (略) (新設) 3・4 (略) 5 太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一 (略) 二 使用電圧が低圧の場合は、<u>日本産業規格 JIS C 8918 (2013)「結晶系太陽電池モジュール」の「7.1 電氣的性能」又は日本産業規格 JIS C 8939 (2013)「薄膜太陽電池モジュール」の「7.1 電氣的性能」に適合するものであるとともに、省令第58条の規定に準ずるものであること。</u> 6 (略)
【特別高圧の機械器具の施設】 (省令第9条第1項) 第22条 特別高圧の機械器具 (これに付属する特別高圧電線であって、ケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。) は、次の各号のいずれかにより施設すること。ただし、発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合、又は第191条第1項第二号ただし書若しくは第194条第1項の規定により施設する場合はこの限りでない。 一～六 (略) 七 <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」の「適用」の欄に規定する要件によること。</u> 2 (略)	【特別高圧の機械器具の施設】 (省令第9条第1項) 第22条 特別高圧の機械器具 (これに付属する特別高圧電線であって、ケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。) は、次の各号のいずれかにより施設すること。ただし、発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合、又は第191条第1項第二号ただし書若しくは第194条第1項の規定により施設する場合はこの限りでない。 一～六 (略) 七 <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E2007 (2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」の「2. 技術的規定」によること。</u> 2 (略)
【サイバーセキュリティの確保】 (省令第15条の2)	【サイバーセキュリティの確保】 (省令第15条の2)

第37条の2 省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。 一 スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0003 (<u>2025</u>) 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」によること。配電事業者においても同規格に準じること。 二 電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0004 (<u>2025</u>) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」によること。配電事業者においても同規格に準じること。 三 (略)	第37条の2 省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。 一 スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0003 (<u>2019</u>) 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」によること。配電事業者においても同規格に準じること。 二 電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0004 (<u>2019</u>) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」によること。配電事業者においても同規格に準じること。 三 (略)
<u>【リチウムイオン蓄電池の施設】</u> (省令第4条、省令第8条) <u>第44条の2 発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施設するリチウムイオン蓄電池は、日本産業規格 JIS C 8715-2 (2024) 「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムー第2部：安全性要求事項」の「6 型式試験」に規定する方法により試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u>	(新設)
<u>【太陽電池発電設備用直流ケーブルの施設】</u> (省令第4条) 第46条 (略) <u>2 発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所であって取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所に施設する蓄電池に接続する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）には、第10条第1項の規定にかかわらず、前項各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用することができる。</u>	<u>【太陽電池発電所等の電線等の施設】</u> (省令第4条) 第46条 (略) (新設)
<u>【架空電線路の防護具】</u> (省令第29条) 第55条 (略) 2 (略) 3 使用電圧が35,000V以下の特別高圧電線路に使用する、特別高圧防護具は、次の各号に適合するものであること。 一 材料は、ポリエチレン混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求</u>	<u>【架空電線路の防護具】</u> (省令第29条) 第55条 (略) 2 (略) 3 使用電圧が35,000V以下の特別高圧電線路に使用する、特別高圧防護具は、次の各号に適合するものであること。 一 材料は、ポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四1(1)の図に規定するダンベル状の試料が次に適</u>

事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものが次に適合するものであること。 イ・ロ （略） 二・三 （略）	合するものであること。 イ・ロ （略） 二・三 （略）
【架空電線路の支持物の基礎の強度等】（省令第32条第1項） 第60条 （略） 2 前項における基礎の重量の取扱いは、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「支持物の基礎自重の取り扱い」の「適用」の欄に規定する要件によること。</u>	【架空電線路の支持物の基礎の強度等】（省令第32条第1項） 第60条 （略） 2 前項における基礎の重量の取扱いは、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2001（1998）「支持物の基礎自重の取り扱い」の「2．技術的規定」によること。</u>
【低高圧架空電線路に使用する電線】（省令第21条第1項） 第65条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する性能を満足する半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルの規格は、次の各号のとおりとする。（関連省令第5条第2項、第6条） 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ （略） 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ・ハ （略） 四 （略）	【低高圧架空電線路に使用する電線】（省令第21条第1項） 第65条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する性能を満足する半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルの規格は、次の各号のとおりとする。（関連省令第5条第2項、第6条） 一 （略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ （略） 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ・ハ （略） 四 （略）

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と建造物との接近】（省令第29条、第48条第2項、第3項） 第97条 （略） 一 （略） 二 使用電圧が170,000Vを超える特別高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件</u>によること。 2～5 （略）	【35,000Vを超える特別高圧架空電線と建造物との接近】（省令第29条、第48条第2項、第3項） 第97条 （略） 一 （略） 二 使用電圧が170,000Vを超える特別高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「2．技術的規定」</u>によること。 2～5 （略）
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と道路等との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項） 第98条 （略） 一 （略） 二 特別高圧架空電線と道路等との離隔距離（路面上又はレール面上の離隔距離を除く。以下この条において同じ。）は、98-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件</u>によること。 2～4 （略）	【35,000Vを超える特別高圧架空電線と道路等との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項） 第98条 （略） 一 （略） 二 特別高圧架空電線と道路等との離隔距離（路面上又はレール面上の離隔距離を除く。以下この条において同じ。）は、98-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「2．技術的規定」</u>によること。 2～4 （略）
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と索道との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項） 第99条 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、索道と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と索道との離隔距離は、99-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件</u>によること。 2～6 （略）	【35,000Vを超える特別高圧架空電線と索道との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項） 第99条 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、索道と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と索道との離隔距離は、99-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「2．技術的規定」</u>によること。 2～6 （略）

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と低高圧架空電線等若しくは電車線等又はこれらの支持物との接近又は交差】（省令第28条、第48条第3項） 第100条 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、低圧若しくは高圧の架空電線又は架空弱電流電線等（以下この条において「低高圧架空電線等」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と低高圧架空電線等又はこれらの支持物との離隔距離は、100-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件</u>によること。 2～9 （略）	【35,000Vを超える特別高圧架空電線と低高圧架空電線等若しくは電車線等又はこれらの支持物との接近又は交差】（省令第28条、第48条第3項） 第100条 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、低圧若しくは高圧の架空電線又は架空弱電流電線等（以下この条において「低高圧架空電線等」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と低高圧架空電線等又はこれらの支持物との離隔距離は、100-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「2．技術的規定」</u>によること。 2～9 （略）
【特別高圧架空電線相互の接近又は交差】（省令第28条） 第101条 特別高圧架空電線が、他の特別高圧架空電線又はその支持物若しくは架空地線と接近又は交差する場合における、相互の離隔距離は、101-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件</u>によること。 2・3 （略）	【特別高圧架空電線相互の接近又は交差】（省令第28条） 第101条 特別高圧架空電線が、他の特別高圧架空電線又はその支持物若しくは架空地線と接近又は交差する場合における、相互の離隔距離は、101-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「2．技術的規定」</u>によること。 2・3 （略）
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項） 第102条 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、建造物、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。）、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、架空弱電流電線路等、低圧又は高圧の架空電線路、低圧又は高圧の電車線路及び他の特別高圧架空電線路以外の工作物（以下この条において「他の工作物」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と他の工作物との離隔距離は、102-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「170kV</u>	【35,000Vを超える特別高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項） 第102条 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、建造物、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。）、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、架空弱電流電線路等、低圧又は高圧の架空電線路、低圧又は高圧の電車線路及び他の特別高圧架空電線路以外の工作物（以下この条において「他の工作物」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と他の工作物との離隔距離は、102-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空</u>

<u>を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件によること。</u> 2～4 （略）	<u>電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。</u> 2～4 （略）
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】（省令第29条） 第103条 （略） 一 （略） 二 使用電圧が170,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「適用」の欄に規定する要件によること。</u>	【35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】（省令第29条） 第103条 （略） 一 （略） 二 使用電圧が170,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、<u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。</u>
【地中電線路の施設】（省令第21条第2項、第47条） 第120条 （略） 2 （略） 3 地中電線路を暗きょ式により施設する場合は、次の各号によること。 一 （略） 二 次のいずれかにより、防火措置を施すこと。 イ 次のいずれかにより、地中電線に耐燃措置を施すこと。 （イ） 地中電線が、次のいずれかに適合する被覆を有するものであること。 （１） （略） （２） <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること又はこれと同等以上の性能を有するものであること。</u> （ロ）・（ハ） （略） ロ （略） 4～7 （略）	【地中電線路の施設】（省令第21条第2項、第47条） 第120条 （略） 2 （略） 3 地中電線路を暗きょ式により施設する場合は、次の各号によること。 一 （略） 二 次のいずれかにより、防火措置を施すこと。 イ 次のいずれかにより、地中電線に耐燃措置を施すこと。 （イ） 地中電線が、次のいずれかに適合する被覆を有するものであること。 （１） （略） （２） <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十一に規定する耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。</u> （ロ）・（ハ） （略） ロ （略） 4～7 （略）

【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】（省令第30条） 第125条 （略） 2～4 （略） 5 第1項から前項までの規定における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次の各号によること。 一 （略） 二 「自消性のある難燃性の被覆」は、次によること。 イ （略） ロ 光ファイバケーブルにおける「自消性のある難燃性の被覆」は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> 三 （略）	【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】（省令第30条） 第125条 （略） 2～4 （略） 5 第1項から前項までの規定における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次の各号によること。 一 （略） 二 「自消性のある難燃性の被覆」は、次によること。 イ （略） ロ 光ファイバケーブルにおける「自消性のある難燃性の被覆」は、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十一に規定する耐燃性試験に適合するものであること。</u> 三 （略）
【トンネル内電線路の施設】（省令第6条、第20条、第28条、第29条、第30条） 第126条 人が常時通行するトンネル内又は鉄道、軌道若しくは自動車道の専用のトンネル内の電線路は、次の各号により施設すること。 一・二 （略） 三 特別高压電線は、次により施設すること。 イ 人が常時通行するトンネル内の電線は、次によること。 （イ） （略） （ロ） <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「35kV以下の特別高压電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」の「適用」の欄に規定する方法</u>により施設すること。 ロ （略） 2 第1項に規定するもの以外のトンネル内の電線路は、次の各号により施設すること。 一・二 （略） 三 特別高压電線は、次により施設すること。	【トンネル内電線路の施設】（省令第6条、第20条、第28条、第29条、第30条） 第126条 人が常時通行するトンネル内又は鉄道、軌道若しくは自動車道の専用のトンネル内の電線路は、次の各号により施設すること。 一・二 （略） 三 特別高压電線は、次により施設すること。 イ 人が常時通行するトンネル内の電線は、次によること。 （イ） （略） （ロ） <u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2011（2014）「35kV以下の特別高压電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」の「2．技術的規定」</u>により施設すること。 ロ （略） 2 第1項に規定するもの以外のトンネル内の電線路は、次の各号により施設すること。 一・二 （略） 三 特別高压電線は、次により施設すること。

イ (略) ロ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」の「適用」の欄に規定する方法により施設すること。</u> 3・4 (略)	イ (略) ロ <u>日本電気技術規格委員会規格JESC E2014 (2019)「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」の「2. 技術的規定」により施設すること。</u> 3・4 (略)
【水上電線路及び水底電線路の施設】(省令第6条、第7条、第20条) 第127条 (略) 2 (略) 3 第2項第二号イに規定する性能を満足する水底ケーブルの規格は、次の各号によること。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ (略) 三～五 (略)	【水上電線路及び水底電線路の施設】(省令第6条、第7条、第20条) 第127条 (略) 2 (略) 3 第2項第二号イに規定する性能を満足する水底ケーブルの規格は、次の各号によること。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ (略) 三～五 (略)
【地上に施設する電線路】(省令第5条第1項、第20条、第37条) 第128条 地上に施設する電線路は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、施設することができる。 一～三 (略) <u>四 民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」の「適用」の欄に規定する方法により施設する場合</u> 2 地上に施設する低圧又は高圧の電線路は、<u>前項第四号に掲げる場合を除き、次の各号により施設すること。</u> 3 (略)	【地上に施設する電線路】(省令第5条第1項、第20条、第37条) 第128条 地上に施設する電線路は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、施設することができる。 一～三 (略) (新設) 2 地上に施設する低圧又は高圧の電線路は、<u>次の各号により施設すること。</u> 3 (略)

【臨時電線路の施設】（省令第4条） 第133条 （略） 2～8 （略） 9 地上に施設する使用電圧が35,000V以下の特別高圧電線路を、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」の「適用」の欄に規定する方法により施設する場合は、第128条の規定によらないことができる。</u>	【臨時電線路の施設】（省令第4条） 第133条 （略） 2～8 （略） 9 地上に施設する使用電圧が35,000V以下の特別高圧電線路を、<u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E2008（2014）「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」の「2.技術的規定」により施設する場合は、第128条の規定によらないことができる。</u>
【電力保安通信線の施設】（省令第28条、第50条第2項） 第136条 （略） 2・3 （略） 4 電力保安通信線を暗きょ内に施設する場合は、次の各号のいずれかによること。 一 次のいずれかに適合する被覆を有する通信線を使用すること。 イ （略） ロ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。</u> 二～四 （略）	【電力保安通信線の施設】（省令第28条、第50条第2項） 第136条 （略） 2・3 （略） 4 電力保安通信線を暗きょ内に施設する場合は、次の各号のいずれかによること。 一 次のいずれかに適合する被覆を有する通信線を使用すること。 イ （略） ロ <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十一に規定する耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。</u> 二～四 （略）
【添架通信線及びこれに直接接続する通信線の施設】（省令第4条、第28条） 第137条 （略） 2～4 （略） 5 添架通信用第1種ケーブル及び添架通信用第2種ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一 （略） 二 絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u>	【添架通信線及びこれに直接接続する通信線の施設】（省令第4条、第28条） 第137条 （略） 2～4 （略） 5 添架通信用第1種ケーブル及び添架通信用第2種ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一 （略） 二 絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u>

三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ (略) 四 (略)	三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> ロ (略) 四 (略)
<u>【蓄電池に接続する電線の施設】（省令第59条第1項）</u> <u>第154条の2 蓄電池に接続する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）であって、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所に施設するものには、第10条第1項の規定にかかわらず、第46条第1項各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用することができる。</u>	(新設)
<u>【高圧又は特別高圧の接触電線の施設】（省令第11条、第56条第1項、第57条、第62条、第66条、第67条、第73条）</u> 第174条 (略)	<u>【高圧又は特別高圧の接触電線の施設】（省令第56条第1項、第57条、第62条、第66条、第67条、第73条）</u> 第174条 (略)
<u>【小勢力回路の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第62条）</u> 第181条 (略) 2 (略) 3 小勢力回路の電線に使用する絶縁電線は、次の各号に適合するものであること。 一 (略) 二 絶縁体は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> 三 (略) 4 小勢力回路の電線に使用する通信用ケーブルは、次の各号に適合するものであること。	<u>【小勢力回路の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第62条）</u> 第181条 (略) 2 (略) 3 小勢力回路の電線に使用する絶縁電線は、次の各号に適合するものであること。 一 (略) 二 絶縁体は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u> 三 (略) 4 小勢力回路の電線に使用する通信用ケーブルは、次の各号に適合するものであること。

一 (略) 二 絶縁体は、外装が金属テープ又は被覆状の金属体であって絶縁体を密封するものを除き、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、金属又はビニル混合物、ポリエチレン混合物若しくはクロロプレ ンゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ (略) 四 (略)	一 (略) 二 絶縁体は、外装が金属テープ又は被覆状の金属体であって絶縁体を密封するものを除き、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。</u> 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、金属又はビニル混合物、ポリエチレン混合物若しくはクロロプレ ンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。</u> ロ (略) 四 (略)
【特別低電圧照明回路の施設】（省令第5条、第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項） 第183条 (略) 2 特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置は、次の各号によること。 一 電源装置は、次に適合するものであること。 イ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第2-6部：一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」に規定する安全絶縁変圧器又は日本産業規格 JIS C 8147-2-2 (2011) 「ランプ制御装置－第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。</u> ロ～ニ (略) 二・三 (略)	【特別低電圧照明回路の施設】（省令第5条、第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項） 第183条 (略) 2 特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置は、次の各号によること。 一 電源装置は、次に適合するものであること。 イ <u>日本産業規格 JIS C 61558-2-6 (2012) 「入力電圧1100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性」に適合する安全絶縁変圧器又は日本産業規格 JIS C 8147-2-2 (2011) 「ランプ制御装置－第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。</u> ロ～ニ (略) 二・三 (略)

3・4（略）	3・4（略）
【滑走路灯等の配線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項） 第188条（略） 2 飛行場標識灯用高圧ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一（略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ（略） 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、クロロプレンゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> ロ（略） 四（略）	【滑走路灯等の配線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項） 第188条（略） 2 飛行場標識灯用高圧ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一（略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。</u> ロ（略） 三 外装は、次に適合するものであること。 イ 材料は、クロロプレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。</u> ロ（略） 四（略）
【アーク溶接装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項） 第190条（略） 2 前項第四号イ(ロ)の規定における溶接用ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一（略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、導線用のものにあつては天然ゴム混合物又はクロロプレンゴム混合物、ホルダー用のものにあつては天然ゴム混合物であつて、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u>	【アーク溶接装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項） 第190条（略） 2 前項第四号イ(ロ)の規定における溶接用ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一（略） 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、導線用のものにあつては天然ゴム混合物又はクロロプレンゴム混合物、ホルダー用のものにあつては天然ゴム混合物であつて、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。</u>

ロ 厚さは、190-2表に規定する値以上であること。

190-2表

導体の公称断面積 (mm ²)	絶縁体の厚さ (mm)	
	導線用のもの	ホルダー用のもの
100を超え 125以下	3.3	1.2
125を超え 150以下	3.5	<u>1.2</u>
150を超え 200以下	3.8	1.5

三 ホルダー用のものにあつては、外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物であつて、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。

ロ (略)

四 (略)

【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条）

第195条 発熱線を道路、横断歩道橋、駐車場又は造営物の造営材に固定して施設する場合は、次の各号によること。

一・二 (略)

三 発熱線に直接接続する電線は、MIケーブル、クロロプレン外装ケーブル（絶縁体がブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物のものに限る。）又は次に適合する発熱線接続用ケーブルであること。

イ (略)

ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はブチルゴム混合物であつて、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するもので

ロ 厚さは、190-2表に規定する値以上であること。

190-2表

導体の公称断面積 (mm ²)	絶縁体の厚さ (mm)	
	導線用のもの	ホルダー用のもの
100を超え 125以下	3.3	1.2
125を超え 150以下	3.5	<u>1.2</u>
150を超え 200以下	3.8	1.5

三 ホルダー用のものにあつては、外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物であつて、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ (略)

四 (略)

【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条）

第195条 発熱線を道路、横断歩道橋、駐車場又は造営物の造営材に固定して施設する場合は、次の各号によること。

一・二 (略)

三 発熱線に直接接続する電線は、MIケーブル、クロロプレン外装ケーブル（絶縁体がブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物のものに限る。）又は次に適合する発熱線接続用ケーブルであること。

イ (略)

ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はブチルゴム混合物であつて、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

<u>あること。</u> (ロ) (略) ハ 外装は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、耐熱ビニル混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> (ロ) (略) ニ (略) 四～七 (略) 2 コンクリートの養生期間においてコンクリートの保温のために発熱線を施設する場合は、前項の規定に準じて施設する場合を除き、次の各号によること。 一 (略) 二 発熱線は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するものであること。</u> 三・四 (略) 3 (略) 4 道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置（小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。）を施設する場合は、次の各号によること。 一～三 (略) 四 発熱線は、次に適合するものであって、その温度が120℃を超えないように施設すること。 イ (略) ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、けい素ゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要</u>	(ロ) (略) ハ 外装は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、耐熱ビニル混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。</u> (ロ) (略) ニ (略) 四～七 (略) 2 コンクリートの養生期間においてコンクリートの保温のために発熱線を施設する場合は、前項の規定に準じて施設する場合を除き、次の各号によること。 一 (略) 二 発熱線は、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一の第2項に適合するものであること。</u> 三・四 (略) 3 (略) 4 道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置（小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。）を施設する場合は、次の各号によること。 一～三 (略) 四 発熱線は、次に適合するものであって、その温度が120℃を超えないように施設すること。 イ (略) ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、けい素ゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であって<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</u>
--	--

<u>件に適合するものであること。</u> (ロ) (略) ハ 外装は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、絶縁体に耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物を使用する場合は耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する要件に適合するもの</u>、絶縁体にけい素ゴム混合物又はふっ素樹脂混合物を使用する場合は耐熱性のあるもので密に編組したもの又はこれと同等以上の耐熱性及び強度を有するものであること。 (ロ) (略) ニ (略) 五～九 (略)	(ロ) (略) ハ 外装は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、絶縁体に耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物を使用する場合は耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するもの</u>、絶縁体にけい素ゴム混合物又はふっ素樹脂混合物を使用する場合は耐熱性のあるもので密に編組したもの又はこれと同等以上の耐熱性及び強度を有するものであること。 (ロ) (略) ニ (略) 五～九 (略)
【パイプライン等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条） 第197条 (略) 2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置（以下この項において「直接加熱装置」という。）を施設する場合は、次の各号によること。 一・二 (略) 三 発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。 イ (略) ロ 絶縁体（ハに規定するものを除く。）は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、次のいずれかであること。 (1)～(3) (略) (4) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に</u>	【パイプライン等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条） 第197条 (略) 2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置（以下この項において「直接加熱装置」という。）を施設する場合は、次の各号によること。 一・二 (略) 三 発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。 イ (略) ロ 絶縁体（ハに規定するものを除く。）は、次に適合するものであること。 (イ) 材料は、次のいずれかであること。 (1)～(3) (略) (4) <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合する</u>ポリエチレン混合物

規定する要件に適合するポリエチレン混合物					
(ロ) (略)			(ロ) (略)		
ハ・ニ (略)			ハ・ニ (略)		
四～七 (略)			四～七 (略)		
3・4 (略)			3・4 (略)		
【IEC 60364規格の適用】 (省令第4条)			【IEC 60364規格の適用】 (省令第4条)		
第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本産業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。			第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本産業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。		
218-1表			218-1表		
規格番号 (制定年)	規格名	備考	規格番号 (制定年)	規格名	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>IEC 60364-4-43 (2023)</u>	低圧電気設備－第4-43部：安全保護－過電流保護		<u>JIS C 60364-4-43 (2011)</u>	低圧電気設備－第4-43部：安全保護－過電流保護	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>JIS C 0364-7-701 (2025)</u>	低圧電気設備－第7-701部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－バス又はシャワーのある場所	注1	<u>IEC 60364-7-701 (2019)</u>	低圧電気設備－第7-701部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－バス又はシャワーのある場所	注1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>JIS C 0364-7-704 (2025)</u>	低圧電気設備－第7-704部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備		<u>IEC 60364-7-704 (2017)</u>	低圧電気設備－第7-704部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>JIS C 0364-7-711 (2025)</u>	<u>低圧電気設備－第7-711部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－展示</u>		<u>IEC 60364-7-711 (2018)</u>	<u>建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第711</u>	

	会、ショー及びスタンド			節：展示会、ショー及びスタンド	
JIS C 0364-7-712 (2025)	低圧電気設備－第7-712部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項－太陽 光発電設備		IEC 60364-7-712 (2017)	建築電気設備－第7-712部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項－太陽 光発電システム	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-716 (2023)	低圧電気設備－第7-716部：特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項－情報 通信技術（ICT）ケーブルシステムを 使用した特別低電圧の直流配電		(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
（備考）表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。 注1：JIS C 0364-7-701 (2025) 701.1適用範囲のうち、キャラバン、トレーラーハウス及びシャワーコンテナ等の移動可能な用途における固定電気設備については除く。 注2 (略) 2・3 (略)			（備考）表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。 注1：IEC 60364-7-701 (2019) 701.1適用範囲のうち、キャラバン、トレーラーハウス及びシャワーコンテナ等の移動可能な用途における固定電気設備については除く。 注2 (略) 2・3 (略)		
【高圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）			【高圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）		
第229条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。			第229条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。		
一・二 (略)			一・二 (略)		
三 保護リレー等は、次によること。			三 保護リレー等は、次によること。		
イ 229-1表に規定する保護リレー等を受電点その他故障の検出が可能な場所に設置すること。			イ 229-1表に規定する保護リレー等を受電点その他故障の検出が可能な場所に設置すること。		
229-1表			229-1表		
保護リレー等	逆変換装置を用いて 連系する場合	逆変換装置を用いずに 連系する場合	保護リレー等	逆変換装置を用いて 連系する場合	逆変換装置を用いずに 連系する場合

検出する異常	種類	逆潮流有り の場合	逆潮流無し の場合	逆潮流有り の場合	逆潮流無し の場合
発電電圧異常上昇	過電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1
発電電圧異常低下	不足電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1
系統側短絡事故	不足電圧リレー	○※2	○※2	○※9	○※9
	短絡方向リレー			○※10	○※10
系統側地絡事故	地絡過電圧リレー	○※3	○※3	○※11	○※11
単独運転	周波数上昇リレー	○※4		○※4	
	周波数低下リレー	○	○※7	○	○※7
	逆電力リレー		○※8		○
	転送遮断装置又は 単独運転検出装置	○ ※5※6		○※5※6※12	
※1～※5：(略) ※6：単独運転検出装置は、能動的方式を1方式以上含むものであって、次の全てを満たすものであること。なお、地域独立系統に連系する場合は、 <u>当該系統においても</u> 単独運転検出ができるものであること。 (1)～(3) (略) ※7～※12：(略) ロ (略) 四 (略)					

検出する異常	種類	逆潮流有り の場合	逆潮流無し の場合	逆潮流有り の場合	逆潮流無し の場合
発電電圧異常上昇	過電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1
発電電圧異常低下	不足電圧リレー	○※1	○※1	○※1	○※1
系統側短絡事故	不足電圧リレー	○※2	○※2	○※9	○※9
	短絡方向リレー			○※10	○※10
系統側地絡事故	地絡過電圧リレー	○※3	○※3	○※11	○※11
単独運転	周波数上昇リレー	○※4		○※4	
	周波数低下リレー	○	○※7	○	○※7
	逆電力リレー		○※8		○
	転送遮断装置又は 単独運転検出装置	○ ※5※6		○※5※6※12	
※1～※5：(略) ※6：単独運転検出装置は、能動的方式を1方式以上含むものであって、次の全てを満たすものであること。なお、地域独立系統に連系する場合は、 <u>当該系統においても</u> 単独運転検出ができるものであること。 (1)～(3) (略) ※7～※12：(略) ロ (略) 四 (略)					

別表第7 絶縁体に使用する材料の絶縁抵抗（第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第65条、第127条、第188条及び第195条関係）

絶縁体に使用する材料の種類		体積固有抵抗 (Ω-cm)	絶縁抵抗 (MΩ-km)
ビニル混合物		5×10^{13}	$R = 3.665 \times 10^{-12} \cdot \frac{D}{d} \cdot \log_{10}$
ポリエチレン混合物	表皮電流加熱用発熱線	1×10^{14}	
	その他のもの	2.5×10^{15}	
<u>ポリオレフィン混合物</u>	<u>耐燃性のもの</u>	<u>5×10^{13}</u>	
	<u>その他のもの</u>	<u>2.5×10^{15}</u>	
ふっ素樹脂混合物		2.5×10^{15}	
天然ゴム混合物		1×10^{15}	
ブチルゴム混合物		5×10^{14} (1×10^{14})	
エチレンプロピレンゴム混合物		5×10^{14} (1×10^{14})	
スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物		1×10^{14}	
無機絶縁物		1.5×10^{15}	

(備考) (略)

別表第7 絶縁体に使用する材料の絶縁抵抗（第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第65条、第127条、第188条及び第195条関係）

絶縁体に使用する材料の種類		体積固有抵抗 (Ω-cm)	絶縁抵抗 (MΩ-km)
ビニル混合物		5×10^{13}	$R = 3.665 \times 10^{-12} \cdot \frac{D}{d} \cdot \log_{10}$
ポリエチレン混合物	表皮電流加熱用発熱線	1×10^{14}	
	その他のもの	2.5×10^{15}	
(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
ふっ素樹脂混合物		2.5×10^{15}	
天然ゴム混合物		1×10^{15}	
ブチルゴム混合物		5×10^{14} (1×10^{14})	
エチレンプロピレンゴム混合物		5×10^{14} (1×10^{14})	
スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物		1×10^{14}	
無機絶縁物		1.5×10^{15}	

(備考) (略)